

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 北村 克己
【住所又は本店所在地】	東京都中央区銀座1 - 4 - 3 カルチェブラン・ギンザ3階 白石 篤司法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成27年5月7日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アエリア
証券コード	3758
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 ジャスダック市場

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	菅野 秀彦
住所又は本店所在地	HOUSE 1 DEVONSHIRE ROAD # 3 4 - 0 6 ON E DEVONSHIRE SINGAPORE 2 3 9 8 9 6
事務上の連絡先及び担当者名	東京都中央区銀座1 - 4 - 3 カルチェブラン・ギンザ3階 白石篤司法律事務所 弁護士 北村 克己
電話番号	03-3564-8511

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成27年4月24日
訂正箇所	大量保有報告書に添付すべき委任状を追完いたします。